

■政策提言『しなやかな日本づくりのためのプライベートマーケットの整備』＝萩生田光一経済産業大臣に提出＝

－中小企業・ベンチャー企業の成長支援に資する 国内未上場株式の市場の整備について－

日 時 : 令和4年6月16日(木) 13:50-14:20 / 場所: 経済産業省 経済産業大臣室
ご 対 応 : 萩生田光一経済産業大臣
訪問・説明 : (公社)日本ニュービジネス協議会連合会 会長 池田 弘
副会長 松田 修一
(一社)日本ベンチャー学会 会長 各務 茂夫

6月7日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」を閣議決定した。本方針では、機動的なマクロ経済運営によって経済回復を実現しながら、新しい資本主義の実現に向けた計画的で重点的な投資や規制・制度改革を行い、成長と分配の好循環を実現する経済財政政策の全体像を示している。これを受けJNBは、JASVE（日本ベンチャー学会）との連名による本共同提言を萩生田経済産業大臣に提出した。新型コロナウイルス禍にあって日本の状況、とりわけ地方活性化を伴う日本のイノベーション創出のあり姿を展望する中で、地方再生と国内未上場株式市場（プライベート・マーケット）の整備という論点にフォーカスし、日本を何とかよい方向に向けるために、今何が本当に必要なのかを十分に議論した上で、その中からいわば絞り出したエッセンスを表明したものである。



日本、米国、英国・EUとの未上場株式市場との比較

個人投資家・年金基金・機関投資家・金融機関・事業会社・ファンド・エンジェル投資への適格機関投資家の拡大と転売の募集での電子システムやオンライン・プラットフォームの活用の解禁
 : 中国、韓国も2000年には米国を追いかけ市場変革

有り余る資金の効果的活用	・個人の直接株式等投資、M&Aによる産業構造の変革、海外資金からの投資			
	・ユニコーン	・中堅企業の成長資金		・個人小規模への挑戦
各国の比較		日本	米国	英国・EU
少額の公募等の制約 ・証券会社の投資勧誘原則禁止 ・電子市場等の市場取引の開示義務	公募	1億円未満	82.5億円以下	10.4億円以下
	私募（勧誘先）	50名/社未満	無制限（購入35/社）	勧誘先150名/社未満
	適格機関投資家	有証証券残高10億円以上 （法人/個人）	法人：総資産5.5億超 個人：居住以外資産1.1 又年収0.2億円超	法人：運用資産2.6億円他 個人：投資資産1.1億円他
	クラウドファンディング 企業投資家	1億円未満、 1年間1企業50万円	5.5億円 最大1,100万円（適格機関投資家無制限）	12.5億円、 資力低い者：純資産10%以内

未上場株式市場を発展させるには、①少額公募の引上げ、私募の範囲上限拡大、適格機関投資家範囲を拡大し、募集額に応じた負担軽減に応じた開示義務制度を導入し、未上場株式市場に対して投資家の投資対象を図る。
 ②未上場企業の募集を「証券会社」等が助けて、投資家への「勧誘投資」をすることを解禁する。
 ③未上場株式の「転売」の募集で、電子市場システムやオンライン・プラットフォームの活用を解禁する。